

浜岡原子力発電所 5号機旧低圧タービンロータに係る クリアランス制度適用に向けた対応について

2013年3月14日

当社は、浜岡5号機旧低圧タービンロータ^{※1}へのクリアランス制度^{※2}の適用に向け、必要な手続きを進めていくこととしましたので、お知らせします。

今後準備が整い次第、原子炉等規制法第61条の2の規定に基づき、放射能濃度の測定および評価方法についての認可申請を原子力規制委員会におこないます。

認可申請後は、測定および評価方法について国による審査を受けてまいります。

<主な申請内容>

1. 申請する対象物

浜岡5号機旧低圧タービンロータ

(1) 低圧タービンロータ軸(3本) 総重量:約450t

(2) 低圧タービン翼(約6,500枚) 総重量:約80t

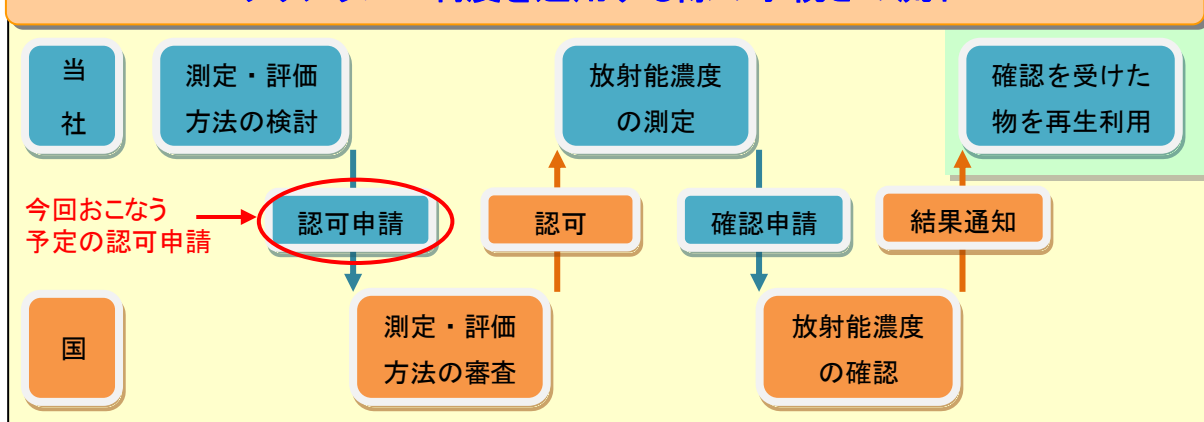
2. 測定および評価方法

放射線検出器を用いて放射線の測定をおこなうことにより、コバルト(Co-60)、セシウム(Cs-134, Cs-137)などの放射能濃度を評価する。

※1 2006年6月15日、低圧タービン翼が脱落したことによるタービン自動停止に伴い、原子炉が自動停止する事象が発生しました。当社は、その事象の対策として低圧タービンロータの取替えをおこないました。この取替えた低圧タービンロータについて、クリアランス制度の適用を計画しています。

※2 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

クリアランス制度を適用する際の手続きの流れ



以上